

[事案 29-99] 手術給付金支払請求

・平成 29 年 9 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

皮膚・皮下腫瘍摘出術を受けたことを理由に、特約に基づく手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 2 年 1 月に契約した終身保険について、疾病入院特約や成人病入院特約等の約款（特約条項）についての説明はなく、募集人の説明から全ての手術に対して手術給付金が支払われるものと理解して申込みをしたので、手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本手術は、特約条項の別表について積極的に説明する義務も無いことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、全ての手術に対して手術給付金が支払われると受け取られるような説明を募集人がしたと認めることはできないことから、手術給付金の支払いは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。